

## 平成十年法律第二百三十七号

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）  
第二章 郵便貯金特別会計からの一般会計への特別繰入金の繰入れ（第二条）

第三章 たばこ特別税

第一節 総則（第三条—第六条）  
第二節 課税標準及び税率（第七条・第八条）  
第三節 免税及び税額控除等（第九条・第十二条）  
第四節 申告及び納付等（第十二条—第十八条）  
第五節 雜則（第十九条・第二十条）  
第六節 罰則（第二十一条—第二十三条）

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等（第二十四条—第二十六条）  
附則

## 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** この法律は、最近における一般会計の收支が著しく不均衡となつてゐる状況において、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第二百三十六号）の規定により日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること及び政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同事業団の債務を免除すること並びに国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第二百三十四号）の規定により国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九号）による改正前の国有林野事業特別会計法第二条の二に規定する国有林野事業勘定をいう。）の負担に属する平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年度から平成十四年度までの間にかかる郵便貯金特別会計から的一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めるものとする。

**第二章 郵便貯金特別会計からの一般会計への特別繰入金の繰入れ**

政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、平成十年度から平成十四年度までの各年度において、郵便貯金特別会計から、一兆円の五分の一に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れるものとする。

前項の規定による繰入金（以下「特別繰入金」という。）に相当する金額は、郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第二百三号）第九条の規定による郵便貯金特別会計の積立金の額から減額して整理するものとし、特別繰入金は、当該会計の歳出とする。

## 第三章 たばこ特別税

（定義）

この章並びに附則第三条及び第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第三条に規定する製造たばこをいう。

二 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。（課税物件）

第四条 製造たばこには、この法律により、当分の間、たばこ特別税を課する。

（納稅義務者）

第五条 製造たばこの製造者（たばこ税法第六条第一項ただし書若しくは第七条の規定により製造たばこの製造者とみなされる者又は同法第十二条第六項若しくは第十三条第五項の規定により製

造たばこ製造者とみなされる者を含む。）は、その製造場（同法第六条第五項、第十二条第六項又は第十三条第五項の規定により製造たばこの製造場とみなされる場所を含むものとし、同法第五条の規定により製造たばこの製造場でない保税地域とみなされる製造たばこの製造場を除く。）から移出した製造たばこ（同法第六条第一項の規定により保税地域に該当しない製造たばこの製造する喫煙用等をいう。次項において同じ。）に供された製造たばことし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価された製造たばことし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する製造たばことする。）につき、たばこ特別税を納める義務がある。  
2 製造たばこを保税地域（たばこ税法第五条の規定により保税地域に該当しない製造たばこの製造とみなされるものを除く。）から引き取る者（同法第六条第二項の規定による場合に造場とみなされるものと供した者）は、その引き取る製造たばこ（同法第六条第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した者）は、その引き取る製造たばこ（同法第六条第二項の規定による場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ）につき、たばこ特別税を納める義務がある。

（納稅地）

第六条 たばこ特別税の納稅地は、たばこ税の納稅地となる場所とする。

## 第二節 課税標準及び税率

（課税標準）

第七条 たばこ特別税の課税標準は、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とする。

（税率）

第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。

2 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき五百円とする。

## 第三節 免税及び税額控除等

（未納税移出等）

第九条 たばこ税法第二十二条第一項、第十三条规定第一項及び第十四条第一項その他の法律の規定によりたばこ税を免除するときは、当該免除に係る製造たばこに係るたばこ特別税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の規定によりたばこ税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた製造たばこに係るたばこ税法第十三条第七項その他の法律の規定によりたばこ税を徵收することとなるときは、当該たばこ税を徵收すべき者から当該製造たばこに係るたばこ特別税を徵收することとなる。

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付）

第十条 たばこ特別税及びたばこ税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の八百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があつたものとする。

3 たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による還付について準用する。

この場合において、同条第二項中「輸出をした」とあるのは「輸出又は廃棄をした」と、「輸出先」とあるのは「輸出先（輸出をした場合に限る。）」と、「輸出されたこと」とあるのは「輸出され、又は廃棄されたこと」と、「これを」とあるのは「これを、輸出をした場合にあつては」と、「税関長」とあるのは「税關長に、廃棄をした場合にあつては廃棄の承認を受けた税關の税關長」と読み替えるものとする。

（戻入れの場合のたばこ特別税の控除等）

第十一條 たばこ特別税及びたばこ税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十六条第一項から第五項までの規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはそ





(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

**第二十六条** 第二十四条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額が特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

#### 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成十年十二月一日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、平成十四年度において、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金の総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏まえ、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

**第三条** 平成十年十二月一日(以下「指定日」という。)に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。)が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこの指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ特別税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。)千本につき八百二十円

二 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこ千本につき三百八十九円

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(小売販売業者にあっては、たばこ事業法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ特別税額及び当該たばこ特別税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十一年五月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ特別税額の合計額に相当するたばこ特別税を、国に納付しなければならない。

4 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ特別税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたものうち同法第三十五条第二項の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

5 第一項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けた場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十一条の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

たばこ税法第二十六条(第二号を除く。)の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

三 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

四 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

五 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

(戻入れの場合のたばこ税の控除等に関する経過措置)

**第四条** 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)につき、たばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成十年十二月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第七条第一項の規定による申告書の提出を要しないとみなして、同法第十六条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし。)」とする。

六 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定める。

**附 則** (平成一一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から七まで 略

八 第一条中租税特別措置法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十八条の改正規定及び同法

第八十八条の三及び第八十八条の四の改正規定並びに附則第三十八条第一項及び第四項、第五

十一条並びに第五十三条の規定 平成十一年五月一日

**附 則** (平成一一年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第八条及び第十条(石油代替エネ

ルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四条及び第二十五条の改正規定に限る。)

十一条まで及び第二十九条の規定は平成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、第九条及び第十条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。）並びに附則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第二十二条から第二十七条までの規定は同年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一一年五月三一日法律第九八号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一四年一二月一三日法律第一五五号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の施行の日から施行する。

**第三条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成一五年三月三一日法律第八号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十五年七月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

**第一条** 第十二条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（平成十五年三月三十一日を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第八十二条から第三百三十二条まで並びに第百四十四条の規定

**附 則** （平成一八年三月三一日法律第九号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十八年三月三一日法律第一〇号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

**第一条** 第十三条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（平成十八年三月三十一日を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第一百五十三条から第一百五十七条まで及び第一百六十六条の規定

**（罰則に関する経過措置）**

**第二百一十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第二百一十二条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成一九年三月三〇日法律第六号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第二百五十七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第二百五十八条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一九年三月三一日法律第二三号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第三百九十二条** 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成二一年三月三一日法律第一三号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第三百九十二条** 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成二一年三月三一日法律第一三号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第三百九十二条** 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成二二年三月三一日法律第六号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第三百九十二条** 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成二二年三月三一日法律第六号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第三百九十二条** 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成二二年三月三一日法律第六号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第三百九十二条** 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成二二年三月三一日法律第六号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第三百九十二条** 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成二二年三月三一日法律第六号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第三百九十二条** 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。







正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定(「。」は)を「。」以下この条において同じ。」は「に、「。」の氏名」を「。以下この条において同じ。」の氏名」に、「名称」を「名称。次条及び第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分を除く。）、同法第百十三条の二第一項の改正規定及び同法第二百二十八条第三号の改正規定並びに附則第二十七条第二項、第二百条（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九条の改正規定に限る。）及び第一百一条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十二条の改正規定及び同法第六十二条第一項の改正規定に限る。）の規定

**第百一十五条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
**第百一十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和二年十月一日

ハ 第十五条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（「一万二千五百円」を「一  
万三千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第百十条及び第百四十条の規定  
(附則ニ関する添昌吉置)

**第七百七十七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合には、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**  
**第一百七十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（施行期日）

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 一から三三まで略  
第七条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（一万三千五百円）を「一万四千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第七十九条及び第一百二十四条の規定（令和三年四月一日から施行する。）

(罰則に関する経過措置) 十月一日

合及びこの附則の規定によりなればその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

（施行期日） **附 則** (令和六年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和六年十月一日

イ からハまで 略

ニ 第七条の規定並びに附則第十五条及び第六十五条の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則) (令和六年六月一四日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。